

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

職員の育児休業等に関する条例の一部改正	(人事課)	4
亀岡市税条例の一部改正	(税務課)	6
亀岡市立幼稚園条例の一部改正	(教育総務課)	8
亀岡市自家用自動車有償行為条例の廃止	(学校教育課)	8
亀岡市立図書館条例の一部改正	(図書館)	9

—— 規 則 ——

亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正	(総務課)	9
亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正	(保険医療課)	10
亀岡市自家用自動車有償行為条例施行規則の廃止	(学校教育課)	10
職員の育児休業等に関する規則の一部改正	(人事課)	10
東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則	(総務課)	12

—— 告 示 ——

平成23年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の保険料率	(保険医療課)	12
--	---------	----

亀岡市次世代育成推進市民協議会設置要綱	(こども福祉課)	13
放置自転車の撤去、保管	(桂川・広域交通課)	14
住民基本台帳の職権消除	(市民課)	14
国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	15
住民基本台帳の職権消除	(市民課)	15
国民健康保険被保険者証の無効	(保険医療課)	15
住民基本台帳の職権消除	(市民課)	16
都市計画の変更に係る図書の縦覧	(下水道課)	16
亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正	(教育総務課)	17
亀岡市保育所児童通園費補助金交付要綱の廃止	(こども福祉課)	18
地縁団体の告示事項の変更	(自治防災課)	18
放置自転車の撤去、保管	(桂川・広域交通課)	18

—— 公 告 ——

一般競争入札(条件付き)の執行	(執行管理課)	19
亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更をした計画書の縦覧	(農政課)	22
捕獲犬の抑留	(環境政策課)	22
農用地利用集積計画の縦覧	(農政課)	22
一般競争入札(条件付き)の執行	(執行管理課)	23

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

平成22年度定期監査結果に対する措置状況 27

平成22年度定期監査結果に対する措置状況 28

平成22年度定期監査結果に対する措置状況 29

平成22年度行政監査結果に対する措置状況 30

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

へき地学校等スクールバス運行規程 31

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 32

亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 32

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 32

—— 公 告 ——

亀岡市長選挙に係る立候補予定者説明会の開催 33

上下水道部欄

—— 公 告 ——

公募型（簡易）指名競争入札の執行 33

公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の仕事と育児の両立を図るため、一定の要件を満たす非常勤職員が育児休業等を行うことができることとする事とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正することとした。

- 1 東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、その者の有する資産について受けた損失の金額については、個人市民税において平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとする事とした。
- 2 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き個人市民税において当該控除を適用することができるものとする事とした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、前記2の改正は、平成24年

1月1日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

1 国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額の改正に伴い、保育料を減額する限度額を次のとおり改正することとした。

一人就園の場合又は同一世帯から複数園児が就園している場合

()内は現行の金額

区 分	減額する限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円 (年額49,000円)	年額79,000円 (年額78,000円)
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			

小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している場合

()内は現行の金額

区 分	減額する限度額	
	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄、姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額35,000円	年額79,000円 (年額78,000円)
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年4月1日から適用することとした。

亀岡市自家用自動車有償行為条例
を廃止する条例要綱

- 1 亀岡市自家用自動車有償行為条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、廃止前の条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失うこととした。

亀岡市立図書館条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 読書環境の充実を図るため、亀岡市立図書館大井分館及び馬堀分館施設を拡充等することに伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第7号

職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日

非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等

可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児

休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第19条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第8号

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第32条の3の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第32条の3の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第32条の3の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税

義務者の同項の規定により適用される第32条の3の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第35条の3第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

「 掲 示 済 」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第9号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例

第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表1中「年額49,000円」を「年額50,000円」に、「年額78,000円」を「年額79,000円」に改め、同項の表2中「年額78,000円」を「年額79,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

「 掲 示 済 」

亀岡市自家用自動車有償行為条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第10号

亀岡市自家用自動車有償行為条例を廃止する条例

亀岡市自家用自動車有償行為条例（昭和51年亀岡市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による廃止前の亀岡市自家用自動車有償行為条例は、平成23年3月31日限り、そ

の効力を失う。

「揭示済」

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第11号

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例

亀岡市立図書館条例（昭和42年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「204号」を「206号」に、「3番1号」を「3番1-112号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

「揭示済」

規則

亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第19号

亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「先物取引の事業・雑所得」を

「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第20号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第15条第4項中「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」を「翌年3月31日までとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（読替規定）

2 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間は、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市自家用自動車有償行為条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第21号

亀岡市自家用自動車有償行為条例施行規則を廃止する規則

亀岡市自家用自動車有償行為条例施行規則（昭和51年亀岡市規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第22号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則は、」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号。以下「条例」という。）に基づく」を加える。

第2条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員）

第2条の2 条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

（条例第2条の2第3号イの規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困

難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第8条の2中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号。以下「育児休業条例」という。）」を「条例」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員）

第14条 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤嘱託であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第23号

東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災による被災者の救援及び被災地の復興(以下「被災者救援等」という。)を支援するため、市民ホール使用料の減免に関する特例を定めるものとする。

(使用料の特例)

第2条 被災者救援等を目的として各種団体が市民ホールを使用する場合における亀岡市庁舎使用料条例(平成2年亀岡市条例第14号)第4条の規定により免除する使用料の額は、市民ホール使用規則(平成2年亀岡市規則第26号)第8条の規定にかかわらず、全額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年5月20日から適用する。

(失効)

2 この規則は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第121号

平成23年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)第16条第3項及び第16条の6の5第3項並びに第16条の10第3項の規定により告示する。

平成23年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.10
被保険者均等割	25,000円
世帯別平等割	21,000円
世帯別平等割半額	10,500円

軽減額	7割	被保険者均等割	17,500円
		世帯別平等割	14,700円
		世帯別平等割半額	7,350円
	5割	被保険者均等割	12,500円
		世帯別平等割	10,500円
		世帯別平等割半額	5,250円
	2割	被保険者均等割	5,000円
		世帯別平等割	4,200円
		世帯別平等割半額	2,100円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の1.90
被保険者均等割	6,500円
世帯別平等割	5,500円
世帯別平等割半額	2,750円

軽減額	7割	被保険者均等割	4,550円
		世帯別平等割	3,850円
		世帯別平等割半額	1,925円
5割		被保険者均等割	3,250円
		世帯別平等割	2,750円
		世帯別平等割半額	1,375円
2割		被保険者均等割	1,300円
		世帯別平等割	1,100円
		世帯別平等割半額	550円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.40
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	5,000円

軽減額	7割	被保険者均等割	5,950円
		世帯別平等割	3,500円
5割		被保険者均等割	4,250円
		世帯別平等割	2,500円
2割		被保険者均等割	1,700円
		世帯別平等割	1,000円

「揭示済」

亀岡市告示第122号

亀岡市次世代育成推進市民協議会設置要綱を次のように定める。

平成23年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市次世代育成推進市民協議会
設置要綱

(設置)

第1条 亀岡市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)を推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図るため、亀岡市次世代育成推進市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会の任務は、次に掲げる事項とする。

行動計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。

行動計画の見直しに関すること。

その他行動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者、保健・福祉・医療関係者、教育関係者、地域活動団体その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、最初の任期については、平成25年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部こども福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(亀岡市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱の廃止)

2 亀岡市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成16年亀岡市告示第128号)は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市告示第123号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年6月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年6月7日(火)

午後1時00分~午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 13台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話(25)5083

「揭示済」

亀岡市告示第124号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月8日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第125号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年6月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0602-52003

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年6月8日

「揭示済」

亀岡市告示第126号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月16日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第127号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年6月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1905-51088

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成23年4月1日
- 3 無効になる日
平成23年6月17日

「揭示済」

亀岡市告示第128号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類及び名称
南丹都市計画下水道（亀岡市公共下水道）
- 2 都市計画を定める土地の区域
昭和49年告示第21号の土地の区域に追加する部分
亀岡市上矢田町山田、四軒家、及び追分町一本木、下島、谷筋、八ノ坪、中河原、及び余部町蚊又、清水、及び曾我部町春日部大谷、東垣内、及び中中小路、及び寺蛇谷、野見寺、拍子垣内、坊垣内、及び犬飼梨ノ段、樋ノ口、及び南条北荒水代、中浦竹、及び西条下久保、及び穴太奥田、河原口、口山、藤ノ木、及び吉川町吉田天田、後代、前河原、及び穴川鍵田、加股、野水、平田、深田、及び稗田野町佐伯浦亦、飼条、玉泉、源ノ坊、野下前、及び太田草田、古実根、花ノ木、及び柿花中道、畑ケ中、及び大井町並河亀ケ淵、観並、熊田、堂又、深町、前脇、及び南金岐好実根、及び千代川町今津2丁目、及び千原大門、及び拝田長縄手、勝林坊ノ下、大將軍垣内、及び西つつじヶ丘美山台2丁目地内の各一部又は全部

昭和49年告示第21号の土地の区域から削除する部分

亀岡市吉川町吉田曾我ノ庄、及び穴川替田、矢田ノ庄、及び大井町並河若宮筋地内の各一部又は全部

- 3 都市計画の縦覧場所
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」

亀岡市告示第130号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1中

「

年額220,000円	年額260,000円	年額299,000円
年額190,000円	年額245,000円	年額299,000円
年額106,000円	年額203,000円	年額299,000円
年額43,600円	年額172,000円	年額299,000円

」を

「

年額223,200円	年額264,000円	年額303,000円
年額193,200円	年額249,000円	年額303,000円
年額109,200円	年額207,000円	年額303,000円
年額46,800円	年額175,000円	年額303,000円

」に改め、同項の表2中

「

年額240,000円	年額299,000円
年額218,000円	年額299,000円
年額155,000円	年額299,000円
年額108,000円	年額299,000円

」を

「

年額244,000円	年額303,000円
年額222,000円	年額303,000円
年額159,000円	年額303,000円
年額111,000円	年額303,000円

」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度分の補助金から適用する。

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第131号

亀岡市保育所児童通園費補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第58号）は、廃止する。

平成23年6月21日

亀岡市長 栗山正隆

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第132号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年6月23日

亀岡市長 栗山正隆

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野木 正三

2 変更年月日

平成23年5月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第133号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年6月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年6月28日（火）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 20台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話(25)5083

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第27号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年6月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

23教第7号

亀岡市立安詳小学校耐震補強・大規模改修工事 棟(建築)

工事場所 亀岡市篠町篠中北裏 地内

工事種別 建築一式工事

工事概要

耐震補強及び大規模改修工事

(RC造2階建面積1,142㎡)一式

・耐震補強工事(壁増設 2ヶ所)

・大規模改修工事(内外装改修)

・外構工事

工 期 契約日の翌日から平成23年11月15日まで

部 分 払 無

前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要)

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中

間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（建築工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の建築工事の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複等の配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年6月1日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年6月1日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年6月6日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年6月7日（火） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年6月9日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年6月7日（火） 正午まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 平成23年6月13日(月) 午後3時まで	
質疑の回答、閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年6月15日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年6月17日(金) 午前9時から 平成23年6月20日(月) 午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年6月21日(火) 午後3時まで再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年6月21日(火) 午後1時 再入札となった場合は 平成23年6月21日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第28号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成23年6月3日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成23年6月3日以後、常時備え置くこととする。

- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年6月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年5月31日
午後11時00分
- 2 捕獲場所 亀岡市千代川町千原地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶・白
- 5 性別 雄
- 6 体格 小
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 ピンクのキャリーケース

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年6月6日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第30号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供する。

平成23年6月15日

亀岡市長 栗山正隆

縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第31号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年6月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

23教第5号

亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事（電気）

工事場所 亀岡市内丸町 地内

工事種別 電気工事

工事概要

亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事に伴う受変電・幹線・動力・電灯コンセント・構内情報通信網・電話・放送・インターホン・防犯・テレビ共聴・電気時計・自火報・撤去 設備工事

工期 契約日の翌日から平成25年3月25日まで

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。なお、中間前金払については、平成23年

度においては請求できない。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「工種電気工事」で希望順位が1位及び2位の亀岡市内に本社・本店を置く業者（協同組合を除く）で、電気工事における経営審査の総合評定値（P）（平成23年度入札資格審査申請書提出分）が540点以上の2社の共同企業体とする。ただし1社が、複数の共同企業体の代表者又は構成員になることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止措置を受けていないこと。

共同企業体の代表者の要件

ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「工種電気工事」で希望順位が1位及び2位の亀岡市内に本社・本店を置く業者（協同組合を除く）で、電気工事における経営審査の総合評定値（P）（平成23年度入札資格審査申請書提出分）が540点以上かつ、平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、特定建設業の許可を有する者。

イ 建設業法に基づき、監理技術者として、「電気工事」に係る監理技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。（50%を超えていること）

エ 事業協同組合は、共同企業体の構成員になることはできない。

オ その他「一般競争入札共通公告事項1」に該当するもの。

共同企業体の代表者以外の構成員の要件
ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「工種電気工事」で希望順位が1位及び2位の亀岡市内に本社・本店を置く業者（協同組合を除く）で、電気工事における経営審査の総合評定値（P）（平成23年度入札資格審査申請書提出分）が540点以上であること。

イ 建設業法に基づき、主任技術者として、「電気工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 事業協同組合は、共同企業体の構成員になることはできない。

エ その他「一般競争入札共通公告事項1」に該当するもの。

共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「・特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

電子入札システムによる申請時の注意点として、競争参加資格確認申請書の画面において、JV参加にチェック及び企業体名称を入力し、共同企業体の代表者のみが代表して申請すること。

ファイル形式はPDFもしくはWORD形式（2003以前のバージョン形式に限る）とする。押印は必要としない。なお、協定書の正本については落札者のみ契約時に提出するものとする。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年6月16日(木) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
設計図書等の概要の閲覧期間	平成23年6月16日(木) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年6月22日(水) 午前9時から午後5時まで 平成23年6月23日(木) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年6月27日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年6月21日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年6月29日(水) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答、閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年7月1日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年7月5日(火) 午前9時から午後5時まで 平成23年7月6日(水) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年7月7日(木) 午後3時までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年7月7日(木) 午前10時 再入札となった場合は 平成23年7月7日(木) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

利用できる時間：平日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 東原博司
東原尚代
亀岡市市医に委嘱します
東原博司
亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します
平成23年6月1日

仕合 裕
亀岡市市医に委嘱します
平成23年6月6日

安藤和彦
坂本信雄
野々村忠良
(各 通) 松下 蓮
橘 恭堂
松井 やす子
廣瀬 義直
亀岡市公立保育所再編整備検討会議委員に委嘱
します
平成23年6月21日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年6月1日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>会計管理室 会計課</p> <p>ア 収入事務</p> <p>(ア) 法定外公共物占用許可にかかる許可期間更新事務において、占有者からの更新許可申請が、定められた期日に遅延して提出されていた。</p> <p>許可期間を更新しようとする場合、占有者は期間満了日の30日前までに、市長の許可を受けなければならないと法定外公共物管理条例に定められている。</p> <p>規定に基づいた適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 市有地敷地料の納入通知書に記載された納期限が5月以降のものとなっていた。</p> <p>会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。</p> <p>規定に基づいた適正な事務処理をされ</p>	<p>占有期間更新事務においては、法定外公共物管理条例の規定に基づき、期間満了日の30日前までに許可ができるよう申請者に周知し、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>今年度の収入金の納期限は、当該年度の4月末日とした。</p>

<p>たい。</p> <p>イ 支出事務</p> <p>職員駐車場にかかる土地賃貸借契約事務において、賃貸借期間を1年間としながらも自動更新とする条項及び、予算額に減額又は削除が生じた場合の解除条項が定められていた。</p> <p>単年度契約においては、次年度以降において経費の支出を伴う契約を締結することは適切でない。</p> <p>なお、複数年度契約については、長期継続契約等が考えられる。地方自治法に基づき実態に即した適正な事務処理をされたい。</p>	<p>単年度契約においては、次年度以降において経費の支出を伴う契約を締結することは適切でないので、次回からの契約については、これらの項目を削除することとした。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市農業委員会会長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年6月1日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>亀岡市農業委員会事務局</p> <p>耕作等証明手数料の納期限が、証明日の7日後や22日後となっていた。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料を徴収する事項についての申請があった際に、申請者から徴収すると定められている。</p>	<p>亀岡市手数料徴収条例に基づき、適正な事務処理となるよう改善した。</p>

条例に基づき適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年6月1日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>亀岡市教育委員会 教育部 教育総務課</p> <p>(1) 小学校 公金の取り扱いについて 今回監査対象となったすべての小学校において、本来市へ収納とすべき公金が各小学校で保管されていた。 地方自治法において一会計年度における一切の収入及び支出はすべて予算に計上すべきことを規定している。 適正な収入事務をされたい。</p> <p>(2) 幼稚園 備品管理について 監査対象となった幼稚園において、備品台帳は整備されていた。 しかしながら台帳の内容については、備品個々の履歴が判別できるものではなかった。</p>	<p>小学校においては地域との結びつきが強く、これまでの慣習として、行事の際に祝金等のやりとりが双方で行われてきた。 しかし、今後は地元各団体への理解を求めるとともに、こうした慣習の見直しと解消を図るとともに、適正な収入事務を行うよう、平成23年2月2日の校園長会議で指示した。</p> <p>備品管理について、監査実施以降の備品購入にあたっては、指摘事項を踏まえ、備品個々の履歴等が判別できるよう、適正な記載方法に改善した。</p>

適正な備品管理が行えるよう規定などの整備を含め改善を図られたい。	
----------------------------------	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年6月1日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>会計管理室 〔会計課〕</p> <p>1 随意契約事務についての監査結果</p> <p>(2) 予定価格は設定されているか。 決裁に「保守料金、委託料見込額等」とあるものの、予定価格が記載されていないかった。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。 予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。 第1号は、契約事務の簡略化という考えのもとに、第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p style="text-align: center;">財務規則や「予定価格の取り扱いについて」 (平成10年10月5日付け10企第130号10監第95号企画管理部長・土木建築部長通知)等を遵守し適正に予定価格を設定した。</p> <p style="text-align: center;">契約事務の簡略化のため、第1号に該当する場合は、第1号を適用することを徹底した。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

へき地学校等スクールバス運行規程を次のように定める。

平成23年6月21日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

へき地学校等スクールバス運行規程

へき地学校スクールバス管理規程（昭和55年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するへき地通学用マイクロバス（以下「スクールバス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行の範囲）

第2条 スクールバスは、東別院小学校、西別院小学校、畑野小学校及び育親中学校の児童及び生徒で、教育委員会が認めた者が登下校時に乗車することができる。

2 スクールバスの運行は、前項の場合のほか、亀岡市立小学校及び中学校が校外学習の用に供する場合その他教育委員会が必要と認めた

場合に行うものとする。

（運行管理業務の委託）

第3条 安全運行の推進及び車両管理の効率化を図るため、スクールバスの運行管理業務を車両運行管理請負業を営む業者に委託することができる。

（その他）

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月21日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第56号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1,499人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第57号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

24,970人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第58号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,485人

「揭示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第1号

平成23年10月23日執行予定の亀岡市長選挙に係る立候補予定者説明会を下記のとおり開催する。

平成23年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

記

- 1 日 時 平成23年9月24日(土)
午後1時から
- 2 場 所 亀岡市役所1階 市民ホール
- 3 対象者 亀岡市長選挙の立候補予定者又はその代理人

「掲示済」

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第3号

公道下における給配水管漏水等の修繕工事及び待機業務委託について、公募型(簡易)指名競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年6月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 件名 公道下における漏水等による給配水管修繕工事及び待機業務
- 2 概要
 - 履行場所 亀岡市上水道及び簡易水道給水区域
 - 内 容 1 公道下における漏水等による給配水管修繕工事
2 出水不良及び水質異常等に係る事前調査及び対処
上記内容に係る24時間体制での待機業務
 - 履行期間 平成23年7月1日～平成24年3月31日
- 3 入札参加資格要件
 - (1) 亀岡市内に本店を有する「亀岡市指定給水装置工事事業者」でありかつ、平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格者名簿の水道施設工事部門に登載し、過去5年以内に給水装置工事及び給配水管修繕工事の実績のある業者5社以上で構成する共同企業

体または、亀岡市指定給水装置工事事業者で組織する法人格を有する団体であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(3) 本入札参加申請書等の提出期限において、亀岡市の指名停止等措置を受けていないこと。

(4) 履行期間内において、24時間体制で当該修繕工事及び待機業務の履行を行うことができる者であること。

(5) 共同企業体においては出資比率の最小限度を15%以上とし、代表者は構成員中最大とする。

4 入札の方法

資格審査に合格したものにより、競争入札を行う。

5 入札参加申請書等の受付

(1) 受付期間

平成23年6月9日(木)から
平成23年6月15日(水)まで
(受付時間：午前9時から12時、午後1時から4時)

(2) 提出場所

亀岡市上下水道部水道課

(3) 提出書類

指名競争入札参加申請書
共同企業体協定書
主任技術者の配置予定書

6 入札参加申請書の入手方法

(1) 配布期間

平成23年6月8日(水)から
平成23年6月14日(火)まで
(受付時間：午前9時から12時、午後1時から4時)

(2) 配布場所

亀岡市上下水道部水道課
(電話：0771-25-6763)

7 入札条件及び設計図書等の閲覧

入札条件及び見積に必要な設計図書等の閲覧については、入札執行通知書により別途通知する。

(問い合わせ先)

亀岡市上下水道部水道課
(電話：0771-25-6763)

「揭示済」